

ふるさと納税の控除額(確定申告を行う場合)において、「住民税の課税総所得金額－人的控除の差」と「所得税の課税総所得金額」に差があり、税率区分の境目付近の場合、「寄附金額－自己負担分 2,000 円」の一部が控除されない場合があります。

【ふるさと納税控除額の計算方法】

①住民税の控除額(基本分) = (対象寄附金-2,000 円)×10%

上限:総所得金額等の 30%

②住民税の控除額(特例分) = (対象寄附金-2,000 円)×下表の特例控除率

上限:住民税所得割額の 20%

③所得税の控除額 = (対象寄附金-2,000 円)×下表の所得税率

上限:総所得金額等の 40%。

住民税の課税総所得金額－人的控除の差 /所得税の課税総所得金額	特例控除率	所得税率(※1)
～195 万円以下	84.895%	5%(5.105%)
195 万円超～330 万円以下	79.79%	10%(10.21%)
330 万円超～695 万円以下	69.58%	20%(20.42%)
695 万円超～900 万円以下	66.517%	23%(23.483%)
900 万円超～1800 万円以下	56.307%	33%(33.693%)
1800 万円超～4000 万円以下	49.16%	40%(40.84%)
4000 万円超～	44.055%	45%(45.945%)

※1 令和19年中の寄附までは、復興特別所得税の税率 2.1%を加えた率

【ふるさと納税寄附額が満額控除されるパターン例】

「住民税の課税総所得金額－人的控除の差」が 720 万円、「所得税の課税総所得金額」が 700 万円の場合

⇒②で使用する特例控除率は 66.517%、③で使用する所得税率は 23.483%

①+②+③(10%+66.517%+23.483%)=100%となるため、自己負担分 2,000 円を引いた寄附額全額が所得税と住民税所得割から控除されます。

【ふるさと納税寄附額が満額控除されないパターン例】

「住民税の課税総所得金額－人的控除の差」が 700 万円、「所得税の課税総所得金額」が 680 万円の場合

⇒②で使用する特例控除率は 66.517%、③で使用する所得税率は 20.42%

①+②+③(10%+66.517%+20.42%)=96.937%となるため、寄附額の一部が所得税と住民税所得割から控除されず、自己負担分が 2,000 円を超えます。

※「住民税の課税総所得金額－人的控除の差」と「所得税の課税総所得金額」に差が出る主な要因は、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金税額控除です。